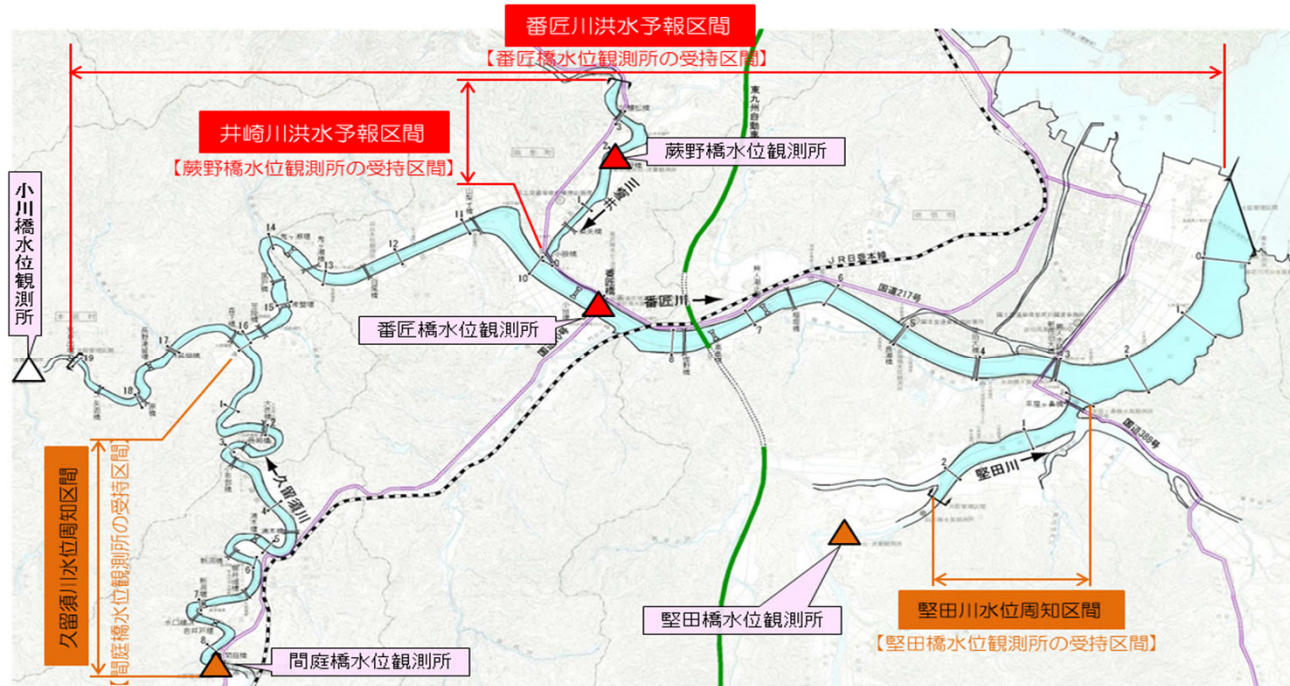


番匠川における水位観測所一覽

令和8年5月29日時点

河川名	番匠川		堅田川	井崎川	久留須川
河川延長 (k m)	19.000		2.500	3.600	8.700
観測所名	番匠橋	小川橋	堅田橋	蕨野橋	間庭橋
洪水予報/水位周知/水防警報	洪水予報/水防警報	水防警報	水位周知	洪水予報	水位周知/水防警報
計画高水位 (m)	6.37	(5.50)	(6.34)	5.89	5.87
L5 氾濫発生水位 (m)	8.25	-	6.23	7.51	6.21
L4 氾濫危険水位 (m)	5.80	-	5.30	5.60	5.50
L3 避難判断水位 (m)	4.90	-	4.50	5.10	4.50
L2 氾濫注意水位 (m)	3.50	3.30	3.50	3.20	3.30
L1 水防団待機水位 (m)	2.50	2.60	2.60	2.60	2.10



国土交通省 川の防災情報

「雨量レーダ」、「雨の状況」、「水位の状況と危険度」、「洪水予報」、「カメラ画像」、「ダム情報」などをリアルタイムで情報提供しています！！

パソコン：<https://www.river.go.jp/>



<問合せ先>

佐伯河川国道事務所 流域治水課

TEL: 0972-22-1880(代表)

河川水位に伴う洪水予報等の発表について

洪水予報

番匠川(番匠橋)、井崎川(蕨野橋)

洪水や高潮等の恐れがある場合に、河川管理者と気象庁が共同で河川の状況(水位・雨量)の状況や予測を関係機関や住民の方へ広く周知するもの。市町村等はこれを避難勧告等発令の目安としている。

水位周知

堅田川(堅田橋)、久留須川(間庭橋)

洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害を生ずるおそれのある河川として国土交通大臣または都道府県知事が指定したものについては、避難の一つの目安となる特別警戒水位を定め、水位がこれに到達した時には、その旨を一般住民へ周知。

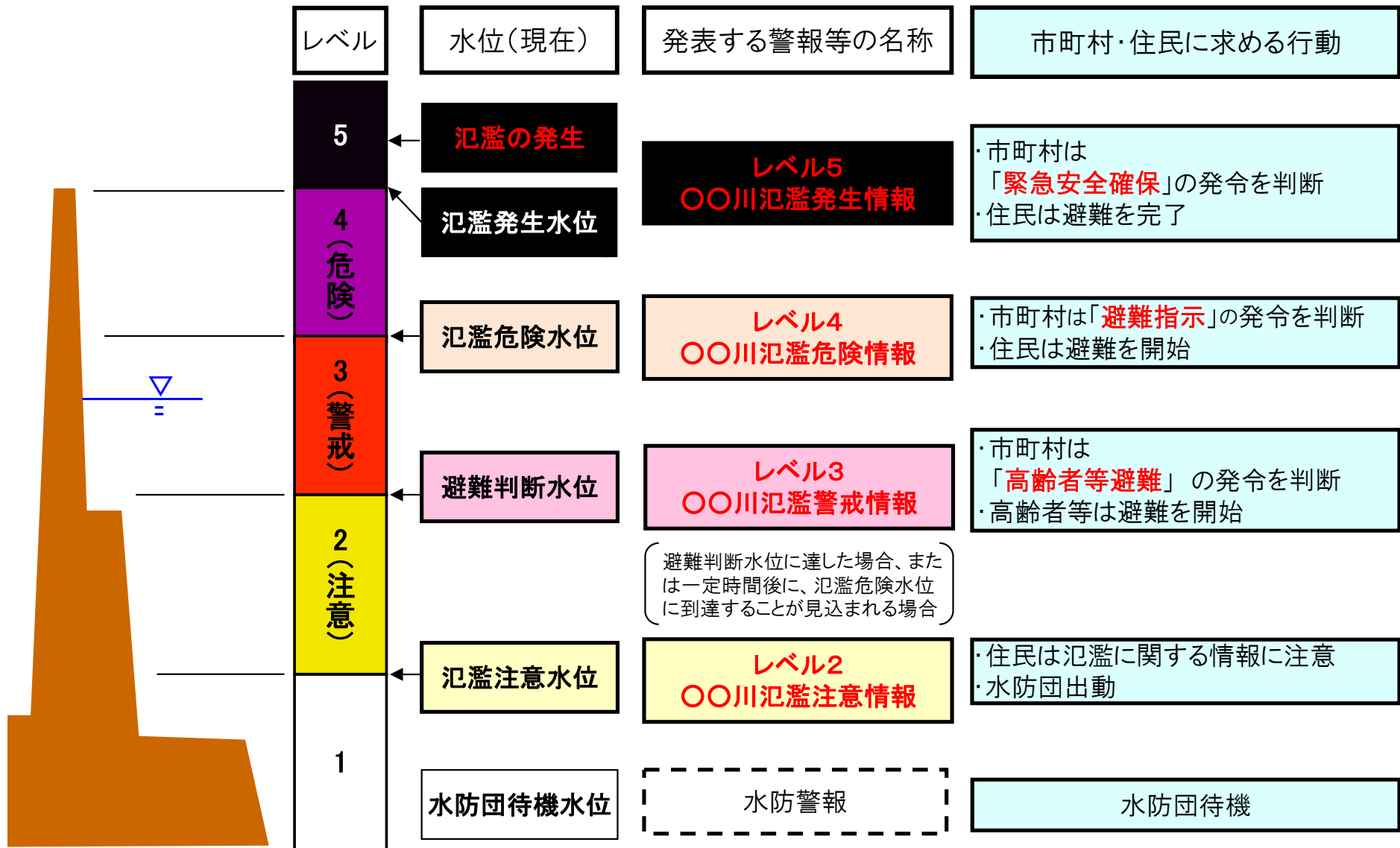
水防警報

番匠川(番匠橋、小川橋)、久留須川(間庭橋)

洪水や高潮による災害の恐れがある場合に、河川管理者が、水防責任者である市町村等に対して発せられる警報のこと。

市町村等はこの水防警報が発せられた時、水防団・消防機関を待機・出動させなければならない。

洪水予報の発令イメージ



水位周知河川とは（水防法）

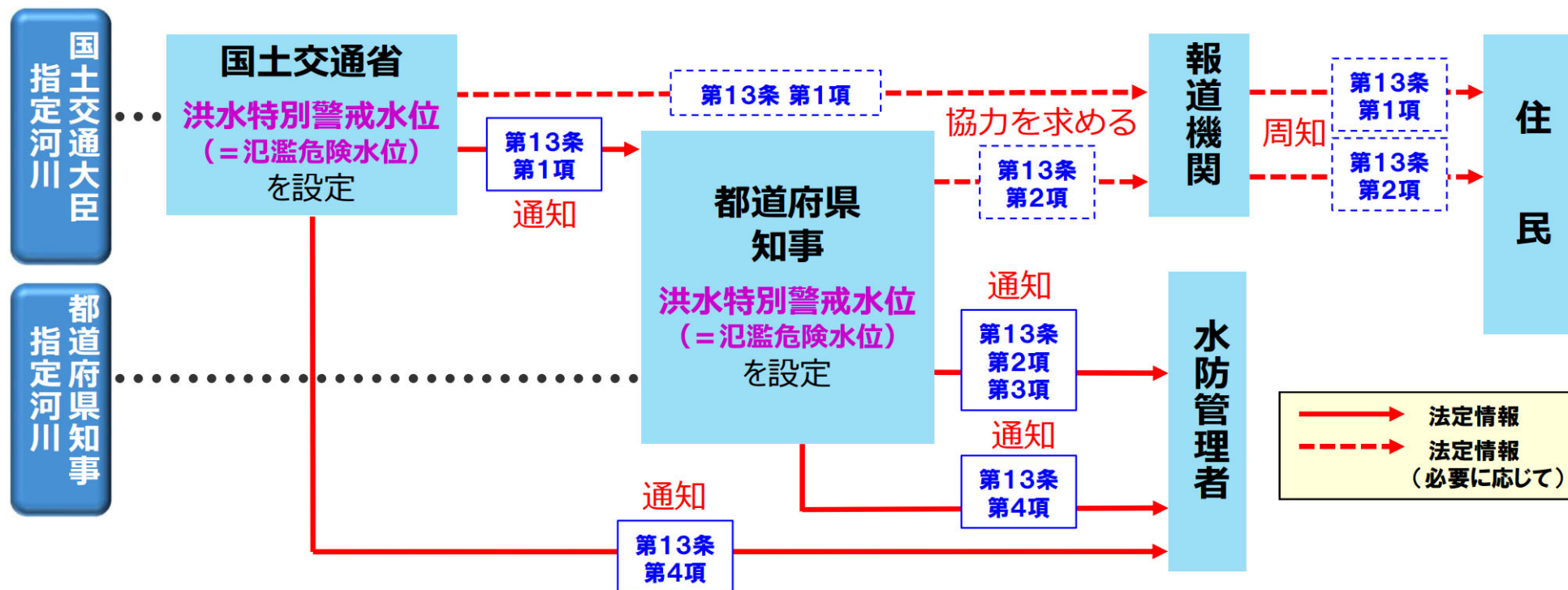
<国の機関が行う洪水予報等>

第13条 国土交通大臣は、洪水予報河川以外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある河川について、洪水特別警戒水位を定め河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係都道府県知事に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

<関係市町村への通知>

第13条の4 通知をした国土交通省は、避難のための指示または屋内での退避等の安全確保措置の指示（※1）の判断に資するため、関係市町村の長に通知しなければならない。

※1：災害対策基本法第60条



水防警報とは（水防法）

<水防警報>

- 第16条1 **国土交通大臣**は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について、水防警報をしなければならない。
- 2 **国土交通大臣**は、水防警報をしたときは、直ちに警報事項を**関係都道府県**に通知しなければならない。

<水防団及び消防機関の出動>

- 第17条 **水防管理者**は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときは、**都道府県**の水防計画に定めるところにより、**水防団及び消防機関**を出動または出動の準備をさせなければならない。

水防警報

…洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表（第2条第8項）

水防管理団体の水防活動に指針を与えることが本質であり、必ずしも一般に周知する義務はない。

- 水防警報の一例（河川）…待機、準備、出動、警戒、解除

